

神之川水系河川整備計画

平成 1 8 年 3 月

鹿 児 島 県

目 次

1. 神之川流域の概要	1
2. 計画対象区間	4
3. 計画対象期間	4
4. 河川整備計画の目標に関する事項	5
(1) 洪水，高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項	5
(2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	5
(3) 河川環境の整備と保全に関する事項	6
5. 河川整備の実施に関する事項	6
(1) 河川工事の目的，種類及び施行の場所並びに当該河川工事の 施行により設置される河川管理施設の機能の概要	6
(2) 河川の維持の目的，種類及び施行の場所	9
(3) 流域における取り組みとの連携，河川情報 の共有化に関する事項	10

1. 神之川流域の概要

神之川は、薩摩半島の北西部に位置し、鹿児島市郡山町の八重山を源として、日置市伊集院町の市街地部を流下し、日吉町、東市来町を経て東シナ海へ注ぐ流域面積 98.5km²、本川流路延長 26km の二級河川です。

郡山町西部を流下した神之川は、伊集院町市街地にて左支川長松川、続けて下谷口川を合流しながら市街地を貫流し、水田地帯にて流域内の最大支川野田川を合流して標高 50 ～ 100m の溪谷を 5km 程流下した後、東市来町神之川にて東シナ海に注いでいます。

流域の気候は、対馬暖流の影響を受けるため、近年 10 ヶ年（平成 4 年～平成 13 年）の年平均気温は 17℃程度と比較的温暖で、年平均降水量は概ね 2,300mm 程度です。降水量は梅雨前線や台風の影響を受けるため、6月～9月の降水量が多くなっています。

流域の地形は、ササ・タケや常緑広葉樹を中心にした山地が流域の大半を占め、平地は本川沿いの中流部及び河口部に形成されています。

流域内の土地利用の構成比については、山林や畑・原野の比率が約 6 割と最も多く、次いで、一般市街地が約 3 割、水田が 1 割強となっています。また流域の土地利用状況については、おおよそ上流～中流域は針葉樹や広葉樹の林地、中流域は住宅地や商業地として伊集院町の市街部を形成しています。さらに中流域から下流域は山地となっていますが、河口部には国道 270 号沿いに住宅地が形成されています。

神之川流域は、梅雨期及び台風期に降雨が集中しており、地形的に山が迫っていることに加え、河川の流路勾配が急であることから、過去幾度となく台風や大雨によって災害に見舞われてきました。

そのため、神之川では昭和 21 年から河川改修がなされてきましたが、伊集院市街地や野田川合流点付近等で、平成 5 年 8 月洪水では、床上浸水 49 戸、床下浸水 46 戸、平成 7 年 8 月洪水では床上浸水 5 戸、床下浸水 18 戸の被害を受けており、治水安全度の向上を図っていく必要があります。

利水面については、古くから農業用水として利用されてきており、水田の灌漑用水として利用されています。

神之川では、現在、農業用水及び発電用水としての水利用がありますが、過

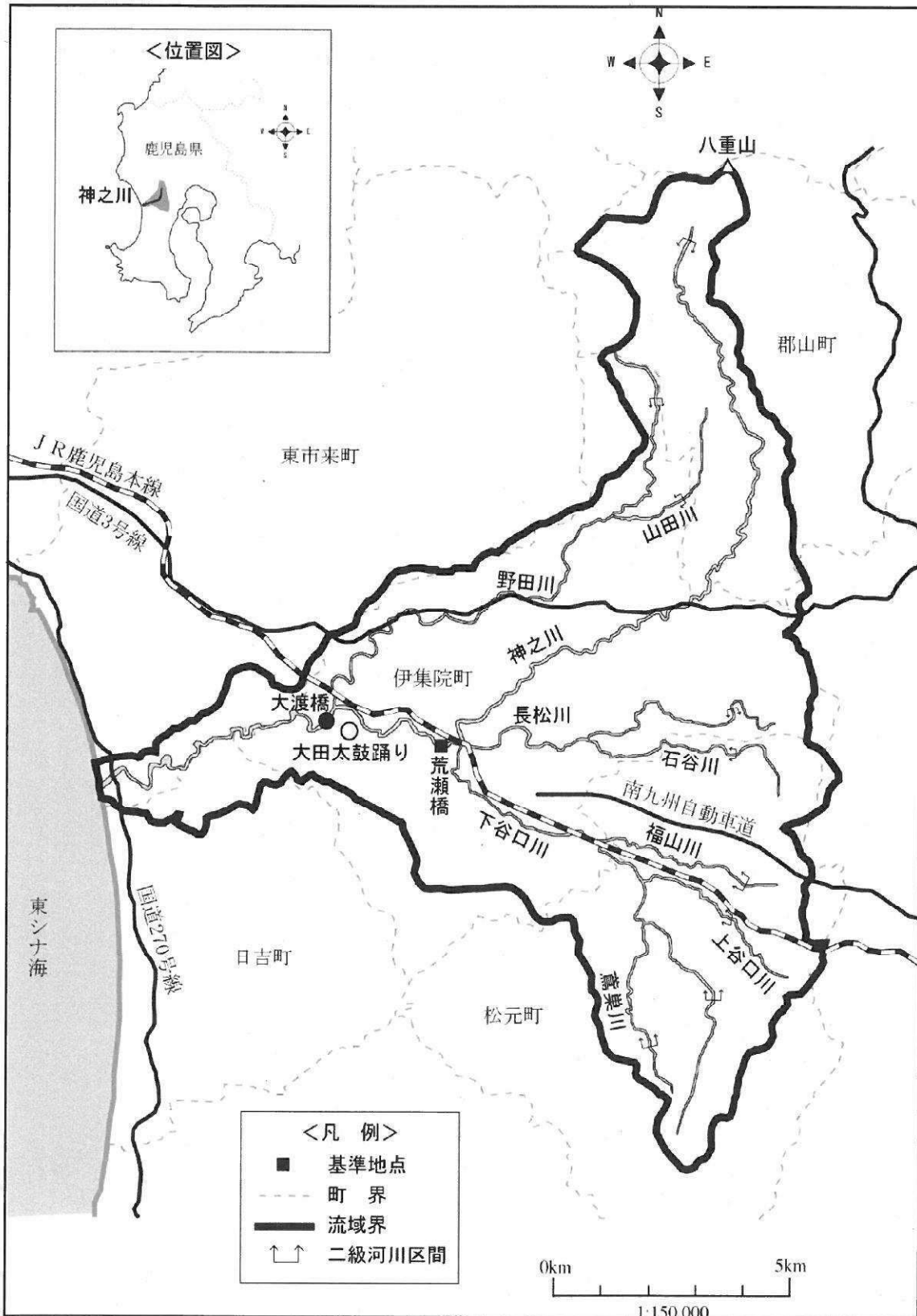
去に渇水により取水制限が行われたことはなく、近年においても取水に支障を生じたことはありません。

神之川の上流域では、河川の大部分が水田地帯を流れていますが、轟^{とどろきのたき}滝付近では周りを樹木で囲まれ自然豊かな景観もみられます。

中流域では伊集院町の中心市街地を流れており、堤防部分は緑で覆われ、低水路にもヨシ原が形成されているなどの景観もみられます。また、河床は、礫で構成されていますが、所々岩盤が露出しており、緩やかな流れの場所にはオイカワ、カワムツなどが生息しています。

下流域では、自然林の山間部を流れています。特に堤内地においてササ・タケや常緑広葉樹の分布する区間もあり、自然豊かな傾向にあります。また、所々河畔林が存在し、野鳥の休憩場や営巣地となっており、ウミウ・ゴイサギ・ササゴイなどが確認されています。河床部は砂及び礫で構成されており、ギンブナなどの淡水魚が確認されています。

神之川の水質測定は、下流域の大渡橋地点で行われており、環境基準の類型指定は神之川全域でB類型（BOD 3.0mg/ℓ以下）に指定されています。近年10ヶ年（平成5年～平成14年）のBOD75%値は、大渡橋で1.0mg/ℓ～1.9mg/ℓの範囲であり、環境基準（3.0mg/ℓ以下）を達成しています。



流路延長 26 km, 流域面積 98.5 km²

図-1 神之川流域図

2. 計画対象区間

河川整備計画の対象とする河川の区間は、本川神之川の二級河川区間26km及び支川野田川の二級河川区間13km等、流域内の2市における二級河川区間、67.9kmとします。

河川名	計画対象区間	
神之川	26.0km	67.9km
野田川	13.0km	
山田川	2.0km	
長松川	7.8km	
石谷川	3.5km	
下谷口川	7.6km	
上谷口川	2.0km	
福山川	3.2km	
鳶巣川	2.8km	

3. 計画対象期間

本河川整備計画は、河川整備基本方針に則し、計画対象区間における河川整備が一連の効果を発現するために必要な期間として、今後20年程度としその間必要に応じて見直すものとします。

4. 河川整備計画の目標に関する事項

(1) 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標

過去の洪水による浸水状況、及び現河川の流下能力等を考慮して、概ね10年に1回程度の確率で発生すると予想される洪水を安全に流下させることを目標とします。また、整備途上における施設能力以上の洪水や計画規模を超過した洪水に対しても、被害を最小限に止めるため、堤防等の巡視や雨量・水位などの情報提供などを行い、水防体制・情報連絡体制の整備のソフト対策の充実に努め、住民の安全な避難行動や地域防災活動を支援します。

(2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

神之川では、農業用水及び発電用水としての水利用がなされており、今までのところ河川の水利用に影響を与えた渇水被害はありませんが、適正かつ効率的な水利用が図れるよう努めるとともに、河川の水質や景観及び動植物の生息・生育環境に十分配慮し、関係自治体や利害関係者、流域住民の協力のもと、流水の正常な維持に努めることとします。

(3) 河川環境の整備と保全に関する事項

良好な自然環境の保全に努めるため、河川改修にあたっては、瀬や淵を極力保全するとともに、河川や周辺の自然環境への影響を軽減する工法を採用し、神之川に生息する動植物に対して、多様な環境を維持・保全するよう努めます。

また、河川空間利用がされている箇所改修にあたっては、河川にふれあえる施設の整備をはかり、親水性の向上を図ります。

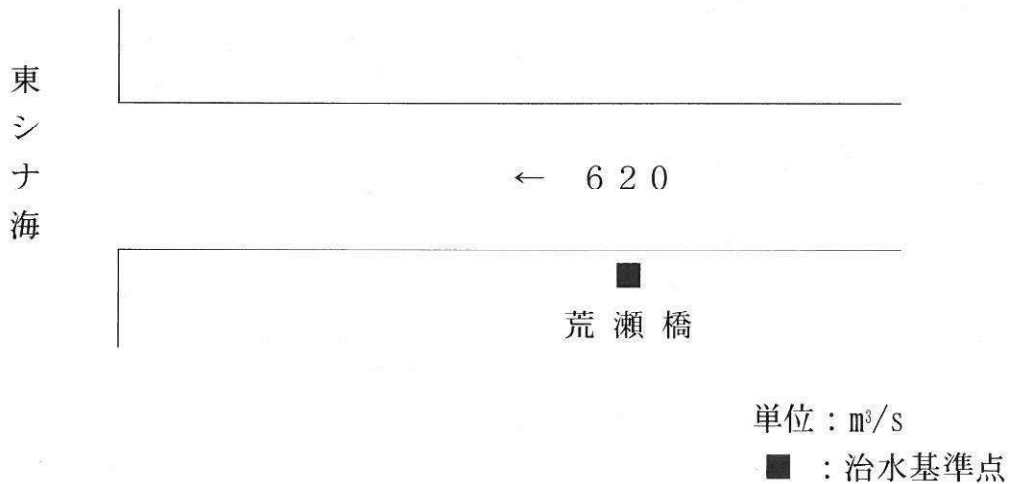
5. 河川の整備の実施に関する事項

(1) 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

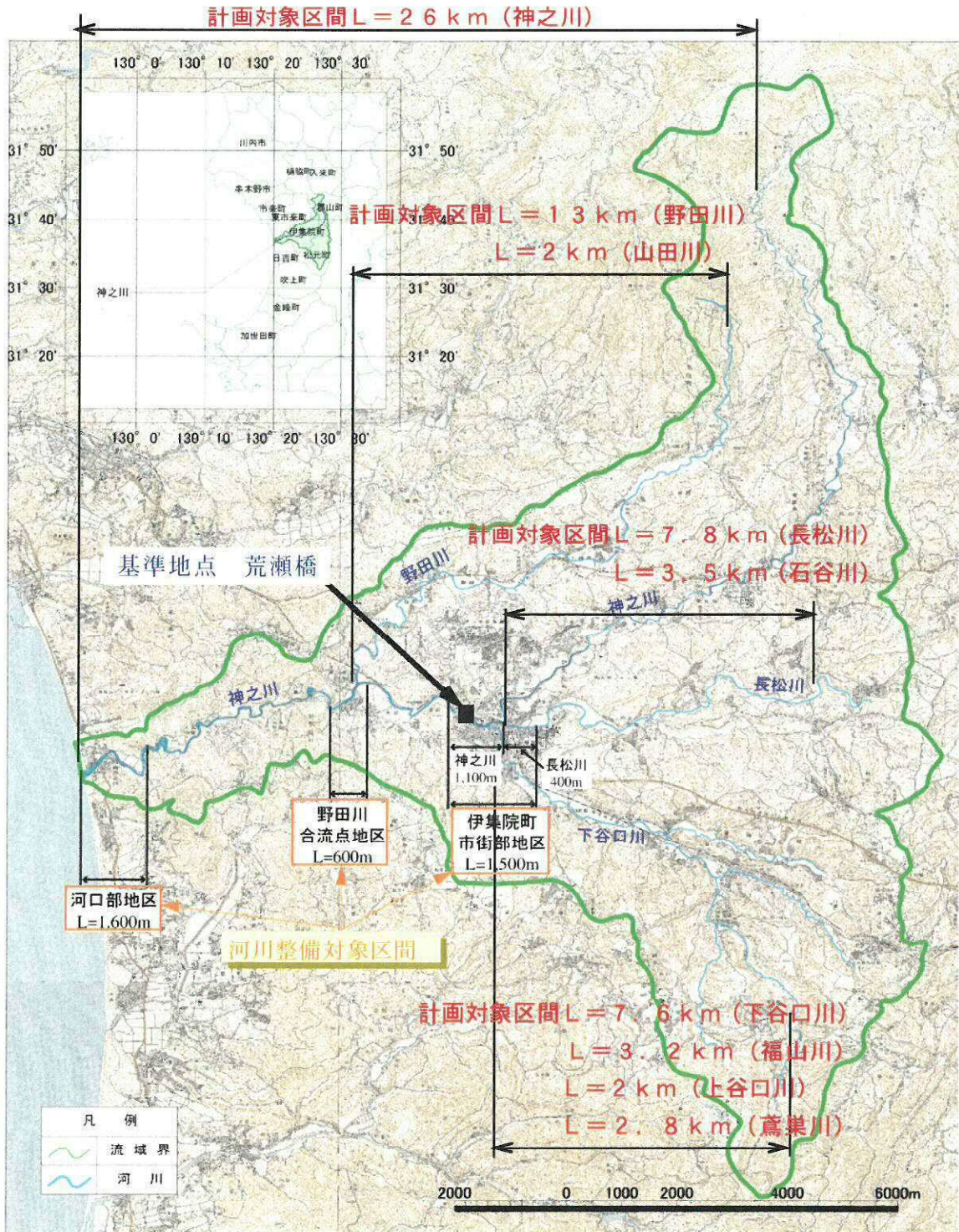
1) 河川工事の目的、種類及び施行の場所

神之川水系河川整備基本方針に位置づけられている河川の整備のうち、河口部地区及び支川野田川合流点地区、伊集院町市街部地区の区間について、川幅拡幅、掘削等により概ね10年に1回程度の確率で発生すると予想される洪水（治水基準点荒瀬橋地点において $620\text{ m}^3/\text{s}$ ）を安全に流下させる整備を行います。

神之川治水基準点の計画高水流量図（1/10）



河川工事施行位置図

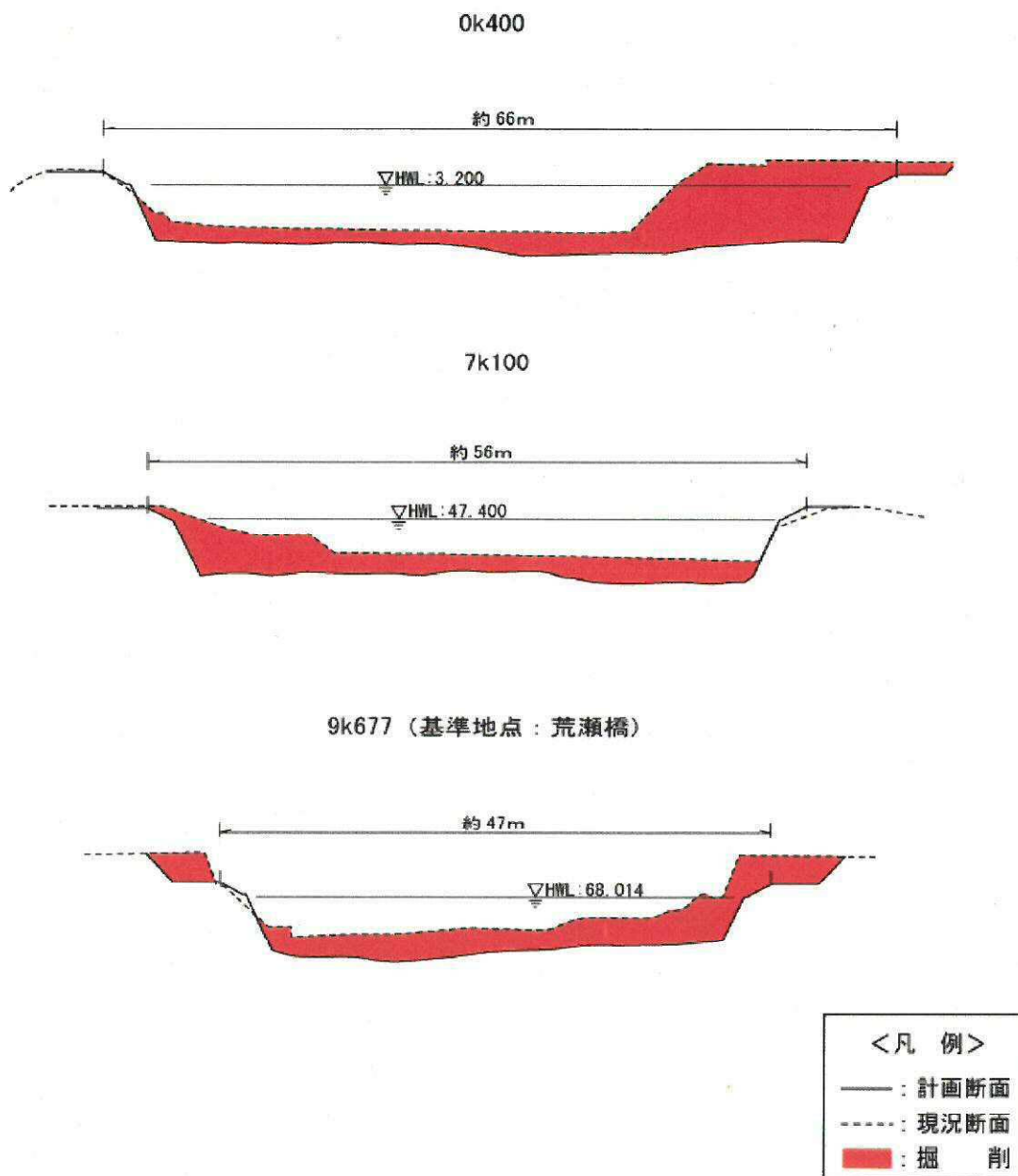


2) 当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

掘削及び拡幅による河道改修にあたっては、計画高水流量が安全に流下できるよう必要に応じて護岸を設置しますが、その際、景観や生態系の保全に配慮するものとします。

主要な地点における代表断面形は下記のとおりです。ただし、河床の形状、護岸の形状については、標準的なイメージを示したものです。

神之川代表断面図



(2) 河川の維持の目的, 種類及び施行の場所

1) 河川の維持の目的

河川の維持管理は, 地域特性を踏まえつつ, 洪水等による災害発生防止及び軽減, 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持, 河川環境の整備と保全がなされることを目的とします。

2) 河川の維持の種類及び施行の場所

土砂の堆積状況等の河川状況を確認し, 治水上支障となる場合には, 河川環境の保全に配慮しつつ, 堆積土砂の除去, 立木の伐採等の必要な対策を行います。

堤防, 護岸については, 河川巡視を行い, 亀裂, 陥没等の異常があり, 河川管理上支障のある場合には必要な対策を講じます。

治水上の安全性を確保するため, 洪水時の洗掘や河積の阻害等河川管理上の支障となるものについては, 施設管理者と調整し環境保全も考慮しつつ適切な処置に努めます。

(3) 流域における取り組みとの連携，河川情報の共有化に関する事項

1) 河川愛護思想等の普及及び啓発

河川愛護月間等における行事、各種イベントを通じて、河川愛護、美化思想の普及、啓発に努め、河川美化・愛護のための組織づくりを促進するとともに、河川に関する広報活動を強化し、治水、利水、環境に関する意識の向上に努めます。

2) 河川情報の共有化の推進

住民一人一人が河川の現状と課題を認識し問題解決にあたるためにも、また、河川が有する優れた価値を享受するためにも、インターネットやホームページなど様々な情報伝達手段により、河川に関する情報の公開・提供等に努めます。

3) 河川整備のための連携の重視

地域住民の主体的な参加の機会の創出を図り、地域と連携した河川整備の実施に努めます。

4) 情報伝達体制の構築

神之川水系における洪水及び濁水被害を防止・軽減することを目的として、これらに関する情報の提供を行うとともに、地域住民一人一人の防災意識を高めるよう努めていきます。また、各関係機関及び地元町との調整によって、洪水時における地域住民の警戒・避難に資するよう情報伝達体制の構築に努めていきます。